

# 規制改革実施計画 関連資料集

---

内閣府 規制改革推進室  
令和元年6月

# 規制改革実施計画 主な実施事項

「規制改革実施計画」とは、規制改革推進会議（内閣総理大臣の諮問機関）がとりまとめた「規制改革推進に関する第4次答申」（平成30年11月19日）と「規制改革推進に関する第5次答申」（令和元年6月6日）において示された実施事項について、政府として計画的かつ着実に実行するために、担当府省や実施時期を定めた計画として整理したもの。

## 革新的ビジネスを促す規制・制度の改革

### ○教育における最新技術の活用

・最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5年以内のできるだけ早期に、すべての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講じる。そのための工程表を策定。

【令和元年度上期措置】

・「パソコン（タブレット等を含む）1人1台」などの教育基盤について、市町村ごとの大きな格差がなくなるよう整備状況や活用状況等を調査し、公表。

【令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

### ○フィンテックによる多様な金融サービスの提供

・資金移動業者の口座への賃金支払について、資金保全の仕組みが実現でき次第措置を講じる。

【令和元年度、できるだけ早期に検討・結論・措置】

### ○総合取引所の実現

・貴金属等の大阪取引所への移管。 【令和2年度上期措置】

・TOCOMに残る石油市場の商品は、移管の時期について、関係省庁と関係者で協議。 【令和2年度以降速やかに措置】

### ○医療等分野におけるデータ利活用の促進

・個々人が健診情報を活用できるよう、データ利活用の必要性や活用方針を公表。データ利活用に関する契約条項例等をガイドライン等の形で示す。 【令和元年検討開始・令和2年度上期措置】

## 働き方改革に資する規制・制度の改革

### ○介護離職ゼロに向けた対策の強化

・介護休暇について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法令の見直しに向けた措置を講ずる。

【令和元年度検討・結論、結論を得次第、速やかに措置】

### ○副業・兼業におけるルールの見直し

・労働時間の通算に関する制度見直しの議論を加速化

【検討会の議論を加速。

労政審で議論し、速やかに結論】

### ○日雇派遣におけるルールの見直し

・副業は、日雇派遣の原則禁止の例外になっているが、「生業収入500万円以上」の限定がある。この年収要件を見直す。

【令和元年度検討開始、速やかに結論】

### ○各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大

・保育士、介護福祉士、幼稚園教諭、生命保険募集人の各資格について、旧姓の併記等を可能とする。

【令和元年度措置

（一部資格は元年度検討開始、速やかに措置）】

## 地方創生のための規制・制度改革

### ○農業用ドローン活用のための規制改革

・既に取り組んでいる航空法・農薬取締法に基づく規制に加え、電波法についても、ドローンの携帯電話電波利用拡大のための制度改正を行う。

【令和2年中措置】

### ○肥料取締法に基づく規制の見直し

・肥料取締法を抜本的に見直し、公定規格の簡素化、肥料の混合の拡大等の規制緩和、登録・届出等の手続きの簡素化を行う。

【令和3年措置】

### ○畜舎に関する規制の見直し

・畜舎等を建築基準法の対象から除外する特別法について、委員会を立ち上げて検討を行い、結論を得る。

【令和元年検討開始、令和2年上期までに結論】

### ○水産業の成長産業化に向けた規制の見直し

・改正漁業法が透明性の高い運用がなされるよう、資源管理のロードマップ策定、漁業権付与の基準の明確化、漁協の経営状況の実態調査等を行う。

【令和2年度措置、資源管理は令和2年度以降順次措置】

・中規模の漁船について、小型船舶の定義を見直し、小型船舶操縦士1名の乗組による航行を可能とする旨の法令改正を行う。

【令和元年度結論・措置】

### ○地方創生のための銀行の出資規制見直し

・銀行の議決権保有の「5%ルール」に関し、事業再生会社・地域活性化事業会社の例外措置を拡充し、事業承継会社の例外措置を新設する。

【令和元年度措置】

## 行政手続コストの削減

### ○中小企業・小規模事業者向け補助金、社会保険手続

・一つのID・パスワード（経産省の法人認証基盤を利用）でのオンライン申請を実現。

【令和2年4月導入を目指す】

【目標】書類の削減等を進め、事業者の行政手続コストについて、令和2年3月までに20%以上削減する。

### ○保育所入所時の就労証明書の作成手続

・標準的様式の普及に向け、地方自治体に働きかける。大都市には、大都市向けの標準的様式を周知する。

【令和元年度上期までに措置】

### ○地方自治体の先進的な取組の横展開

・手続のデジタル化に向け、標準様式を作成、普及するとともに、添付書類の削減や押印省略等の措置がとられればそれを自治体に周知し、手続のオンライン化を推奨する。

【令和元年度以降継続的に措置】

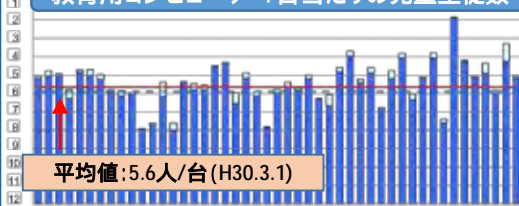
# 教育における最新技術の活用

## 現状と課題

### 【現状】

- ・ 技術革新や社会変革によって、求められる人材が多様化したことを背景に世界では、最新技術を活用して未来仕様の学校を作る試みが動いている（生徒個人の強みや関心に応じた個別学習プログラムを提供する学校など）
- ・ 一方日本では、教育現場におけるICT環境が貧弱（5.6人に1台）であり、平均レベルに合わせた集団授業が依然として主流
- ・ 教員が対応すべき課題が複雑化、多様化

### 教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数



出典) 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成30年3月現在)」

### 1週間当たりの学内総勤務時間数(教諭)



出典) 文部科学省「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計について」

### 【課題】 1. 計画策定

- ・ 「世界最先端の質の高い教育」の実現に向けた計画が未整備
- 2. 「最新技術を活用した世界最先端の教育」に向けた各種課題
  - ・ ICT環境整備のための地方財政措置(年間1,805億円)が十分に活用されておらず、地方公共団体間の格差も大きい
  - ・ セキュリティポリシーが不明瞭で、学習データが活用されていない
  - ・ デジタル教科書の位置づけが不明瞭であり、普及が進まない  
学校教育法では「デジタル教科書は紙の教科書と同一内容」とされており、デジタル教科書を使用できる時間は「授業時数の二分の一に満たないこと」と告示されている
  - ・ 平均レベルに合わせた授業にペースが合わない生徒も多く存在
  - ・ 教員の役割の広さによる業務負担軽減のため多様な外部人材の登用、最新技術を活用した学びを支える新たな教員の役割等について見直す必要



## 実施事項

### (1) 最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育の実現 【令和元年度上期措置】

- ・ 全ての小中高でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発揮されるような工程表を含む包括的な措置

### (2) 教育現場におけるICT環境の整備・情報利活用の推進 【令和元年度検討・結論・措置】

- ・ パソコン(タブレット等を含む)1人1台などの教育基盤について、市町村ごとの大きな格差がなくなるよう整備状況や活用状況を調査し、公表
- ・ パブリッククラウドの利用が可能であることの明確化、およびネットワーク環境の充実化

### (3) デジタル教科書の活用 【令和元年度検討開始・令和3年度までに結論 結論を得次第速やかに措置】

- ・ 「世界最先端の質の高いデジタル教科書」にふさわしいコンテンツの在り方や活用方法の検討
- ・ デジタル化の利点を活かした児童生徒の学習に最適な教科書のあり方について検討、必要な措置

### (4) 個別最適化された学びの実現 【令和元年度検討開始 令和2年度結論 結論を得次第速やかに措置】

- ・ 全日制の高校において、通信教育で一部の科目の単位を全過程の修了に必要な単位数に加えることができることを周知
- ・ 最新の技術による個々の理解度に応じたオンライン学習などを活用し、世界最先端の教育を享受する環境を整備するための措置

### (5) 教員の役割の見直し 【令和元年度検討開始 令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】

- ・ これまで教員が全て担ってきた役割を見直し、最新技術を活用した学びを支える教員の在り方について検討
- ・ 従来の外部人勢の枠を超えた外部人材が広く学校教育に参画する仕組みを導入するために必要な措置

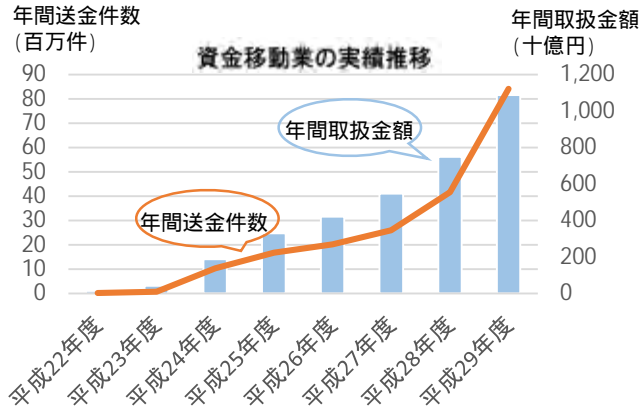
# フィンテックによる多様な金融サービスの提供

## 現状と課題

【現状】・ 銀行等の金融機関を経由しない  
資金移動業者を介した振込や送金が増加

### 資金移動業者とは

振込や送金(100万円以下)を銀行以外でも行える業者



(出典) 金融庁金融審議会の資料をもとに事務局にて作成

・ 技術革新やそれに伴うキャッシュレス化の進展により、電子マネーや取引データに基づいて資金を融資するトランザクション・レンディングが普及

### 【課題】

#### 1 資金移動業者の口座への賃金支払

・ 労働者への賃金支払については、通貨で支払うこととされているが、例外として銀行口座、証券口座への支払が認められている。一方、資金移動業者の口座への給与支払は認められていない。

#### 2 資金移動業の送金上限

・ 資金移動業者の送金上限金額は100万円とされているが、銀行を経由せずに高額な為替取引を行うニーズがある。

#### 3 前払式支払手段の払戻し

・ 商品券やプリペイドカードなどの前払式支払手段の払戻しは原則禁止されている。

#### 4 中小零細企業の資金調達の多様化

・ 融資を受けるに当たり、現行の法制度の枠組みでは、短期の資金ニーズに十分に対応できていない。  
・ 株式市場における資金調達では、新興企業の上場審査や上場後に求められる売上げや利益水準が厳しい

#### 5 本人確認手続の効率化

・ 資金移動業者などが行う金融関係取引では、他の事業者が行った本人確認を活用できる一方、クレジットカード事業者のカード発行契約に当たっては本人確認の活用ができない。

## 実施事項



### (1) 資金移動業者の口座への賃金支払

資金移動業者の口座への賃金支払について、資金保全の仕組みが実現でき次第、措置を講じる。**【令和元年度、できるだけ早期に検討・結論・措置(資金保全の仕組みの実現が前提)】**

### (2) 資金移動業の送金上限

銀行を介さずにスムーズに送金が行えるよう、現行の資金移動業と銀行の間に新たな類型を設ける検討を行い、必要な措置を講じる。**【令和元年度検討、早期に結論・措置】**

### (3) 前払式支払手段の払戻し

前払式支払手段の払戻しの可否について、本人確認義務が課されない簡便性に留意しながら、検討を行う。**【令和元年度実施】**

### (4) 中小零細企業の資金調達の多様化

・ 短期の資金ニーズの調査、海外の法制度の調査を行い(令和元年度前半まで)、その結果を踏まえ、トランザクション・レンディングの活用などを含め、短期の資金ニーズにより円滑に扱われるよう、制度の見直しの可能性を含む方策のあり方を検討する。**【令和元年度検討・結論】**

・ 新興企業の株式市場における資金調達の課題を整理し、その解決に向け、取引所と関係者との協議を促進する。**【令和元年度実施】**

### (5) 本人確認手続の効率化

・ 本人確認の委託を行うことができる取引にクレジットカードの発行契約を加えることについて検討し、措置を講じる。**【令和元年度検討・結論・措置】**

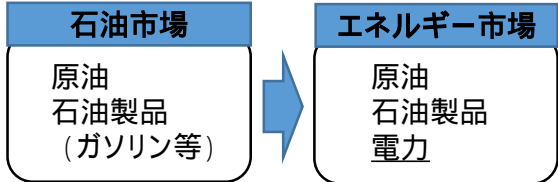


# 総合取引所の実現

## 現状と課題

- 【現状】**
- 本年3月に東京商品取引所(TOCOM)と日本取引所グループ(JPX)が経営統合について基本合意(基本合意の主な内容)
    - TOCOMをJPXの完全子会社とする
    - おおむね2020年度頃の可能な限り早期に、商品移管等を実施  
貴金属、ゴム、農産物などの商品をJPX傘下の大阪取引所へ移管  
石油商品については当面移管せず、新たな石油商品の大阪取引所への上場は両社間で協議  
電力・LNGについては、TOCOMにおいて上場を目指す
    - 清算機関をJPX傘下の日本証券クリアリング機構へ統合

- 本年3月にTOCOMが電力先物の試験上場申請を提出  
「石油市場」を「エネルギー市場」に改組



(出典) 経済産業省提出資料(令和元年5月10日第44回規制改革推進会議)を参考に事務局作成

### 【課題】 1.商品上場に要する商品所管大臣の同意

- 商品の生産・売買を行う当業者の参加を要件とすることは、金融商品取引所への商品上場の障害となる懸念がある。
- 同意の運用に当たっては、高い透明性を確保し、グローバルな市場参加者から理解を得る形で適用すべき

### 2.総合取引所の早期開設

- 海外の取引所は総合取引所が主流となり、商品市場が活況を呈する一方、我が国の商品市場は低迷している。  
2004年から2017年の間に、海外の商品デリバティブ市場の出来高は約8倍に増加、我が国では約5分の1の出来高に減少

### 3.エネルギー商品の扱い

- 人的資源や経験等の面からみて、TOCOMの元で信頼性が高く、市場参加者にとっても使いやすい市場が形成されるかどうかは懸念が残る。
- 海外の取引所において、石油、原油商品は重要な取引対象であり、証券・金融とワンストップで取引を行うニーズが高い。



## 実施事項

### 1.商品所管大臣による同意の運用の明確化

- 既に商品取引所に上場(試験上場を含む。)されている商品等については、当業者要件を課さないこととする。【令和元年度上期措置】
- 同意要件は高い透明性を確保し、グローバルの参加者から理解を得られる形で適用【令和元年度上期措置】

### 2.総合取引所の開設時期の前倒し

- 貴金属等の大阪取引所への移管、日本証券クリアリング機構への清算一元化については、2020年度上半期を目途に移管【2020年度(令和2年度)上期措置】



### 3.エネルギー商品

- 電力・LNGについては、2020年度以降電力の試験上場の期間内に、大阪取引所への移管とを比較検証の上、市場のあり方について結論を得て、必要な措置を講じる。【電力の試験上場がなされた場合は、2020年度(令和2年度)以降試験上場期間中に検討・結論、必要に応じて速やかに措置】
- 石油については、移管の時期について、金融庁、経済産業省においても関係者との協議を実施【2020年度(令和2年度)以降速やかに措置】



# 医療等分野におけるデータ利活用の促進

## 現状と課題

### 【現状】

- 1. 人生100年時代を生きる国民自身による健康づくり(予防医療)等のためにも、医療データ利活用の重要性が大きくなっている
- 2. 一方、医療分野における個人情報保護法制の複雑性がデータ利活用を難しくし、対応が必要との意見もある(複雑性の一例「病院設置主体ごとの適用法令」について下図参照)

個人情報の取扱い主体	適用法令	所管者/庁等
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
独立行政法人国立病院機構治生病院	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
地方独立行政法人宮城県立病院機構	宮城県個人情報保護条例	宮城県
気仙沼市立病院	気仙沼市個人情報保護条例	気仙沼市
日本赤十字会同病院	個人情報保護法	個人情報保護委員会
財団法人○○○会病院	個人情報保護法	個人情報保護委員会
個人病院(口○病院)	個人情報保護法	個人情報保護委員会
×××広域連合立口○病院	×××広域連合個人情報保護条例	×××広域連合
一部事務組合立△△病院	一部事務組合△△病院個人情報保護条例	一部事務組合△△
○○市立○○病院 指定管理者：民間事業者(医療法人△△会)	【指定管理者業務形態、法令等に規定されている場合】 ○市個人情報保護条例 【規定されていない場合】 個人情報保護法	○○市 個人情報保護委員会
○○衛生組合立△△地区休日急患診療所	適用法令なし	○○衛生組合

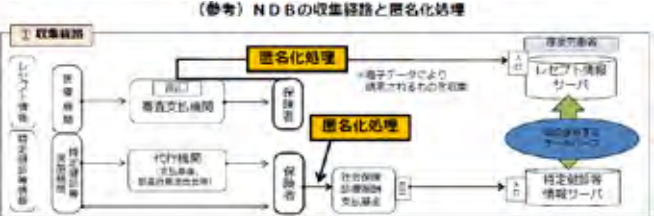
出典：規制改革推進会議 投資WG(平成28年11月15日開催)  
鈴木正朝新潟大学教授・湯浅塾道情報セキュリティ大学教授資料

### 【課題】

- 1. 健診は健保等から健診機関への業務委託契約だが、契約上、データ利活用に関し明示的な定めがないことが多い。このため、本人が健診機関から自身の健診データを取得し健康アプリ等でのデータ利活用を行うことが難しい場合がある。  
例えば、本人の要望により健康アプリ事業者が本人の健診データを求めても健診機関が情報提供をためらうケース等が見られる。(右図参照)
- 2. 医療機関や保険者間で医療情報の連携を進めるためにデータの標準規格を共有することが必要な一方、現状は十分でない。  
(例) 検体検査判定における「陽性」表示(規格): 「+」「(+」「1」など様々
- 3. 病院や自治体の個人情報保護条例など、医療分野における個人情報保護法制の複雑性が新たなサービスやビジネス創出の阻害要因に。
- 4. 国民の特定健診等情報などの政府保有の医療ビッグデータ(NDB)等について、民間企業への具体的な提供方法が明らかでない。  
右はビッグデータの活用フロー。



出典：規制改革推進会議 医療・介護WG(平成30年10月29日開催)  
エムティアイ社資料より抜粋



出典：第6回医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議(平成30年9月6日開催)  
厚生労働省資料「参考資料3：NDB、介護DB等の役割と解析基盤について」より抜粋

## 実施事項

- 1. **個々人が自らの健診情報を利用するための環境整備**：【令和2年度上期措置】  
健診情報について、データ利活用の必要性や活用方針を公表。また、利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素などをガイドライン等の形で示す
- 2. **データ利活用のための「標準規格」の確立**：【令和元年度措置(一部、令和2年度上期措置)】  
医療分野における標準規格の基本的な在り方の検討、公表等
- 3. **データを活用した最適な医療サービス提供のための包括的な環境整備**：【令和2年度措置】  
医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切に繋げるよう、国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、包括的な環境整備に向け検討を開始、結論を得る
- 4. **健康・医療・介護に係るビッグデータの民間開放**：【令和2年度上期措置】  
民間企業へ公益性のある利用を目的とした情報提供が可能となるようNDB等の提供にかかる審査・手続き等のガイドラインを公表する

# 電力小売市場の活性化

## 現状と課題

### 【現状】

- 平成28年の小売全面自由化(一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できる)から3年が経過
- 新規参入者のシェアは総販売電力量の約15%にとどまる一方、大手電力会社や、その100%子会社などの関連事業者がその販売量シェアを回復している地域もみられる(代理店・取次店を通じたものを含む。)



(出典) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料(平成31年4月25日第15回投資等ワーキング・グループ)

### 【課題】

- 発電設備の約8割を大手電力会社等が保有。実質的には、大手電力会社が発電市場の独占力を梃子に小売市場における競争を制限しうる状況であり、競争環境が十分に整っていない。
  - (卸電力市場)
    - 大手電力会社からの電力卸供給を、小売部門が窓口となって行うケースが相当数ある。
    - 大手電力会社が内部の売買取引の一部を取引所経由で行う「グロス・ビディング」の売買入札を同一の担当者が実施
    - 卸電力市場の取引では、市場価格に重大な影響を及ぼしうる、発電所の稼働状況(燃料制約等の情報も含む。)の公開が求められていない。
  - (ベースロード市場、非化石価値取引市場)
    - 石炭火力や大型水力等のベースロード電源を扱うベースロード市場(本年中開設予定)や、再生可能エネルギー等の非化石価値を扱う非化石価値取引市場(昨年度開設)においても、新規参入者の競争条件が不利にならないようにする必要がある。

## 実施事項

### 1. 大手電力会社による「内外無差別」の電力卸供給

- 大手電力会社が行う電力の卸供給について、発電部門が担うことが望ましい旨をガイドラインその他の形に盛り込む。【令和元年度措置】
- グロス・ビディングについて、大手電力会社の発電部門、小売部門が分かれて売買入札を行うことが望ましい旨をガイドラインその他の形に盛り込む。【令和元年度措置】

### 2. 卸電力市場の透明性の確保

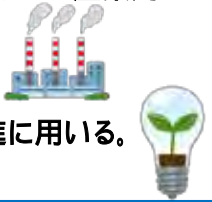
- 市場価格に重大な影響を及ぼしうる発電所の稼働状況等に関する情報(燃料制約等の情報も含む。)について、適切かつタイムリーな開示が行われるよう、早急に検討・結論【令和元年度検討・結論】

### 3. ベースロード電源へのアクセスの公平性を確保するベースロード市場の開設

- 大手電力会社のベースロード市場への供出価格の監視に当たり、工場などの産業用の小売価格も参照しながら、妥当性を確認【令和元年度措置】

### 4. 新規参入者に過度に不利にならない非化石価値取引市場の構築

- 発電事業者が得た非化石証書収入について、非化石電源の利用の促進に用いる。【令和元年度措置】





# 介護離職ゼロに向けた対策の強化

## 現状と課題

### 【現状】

- 家族の介護のために離職せざるを得ない労働者は年間約10万人に及び、その約75%を女性が占める。
- 要介護の原因疾患の最上位が脳卒中から認知症に変化。



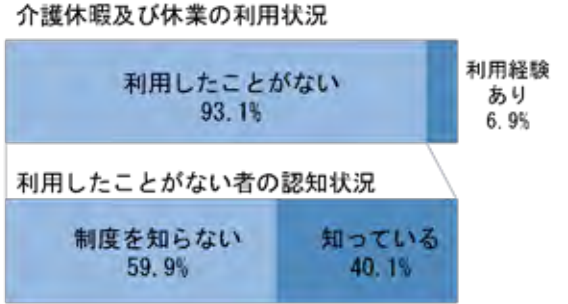
### 【課題】

1. 介護休暇制度の一層の柔軟化
  - 認知症は症状が徐々に進行するため、変化に応じたケアプランの見直しが重要。
  - ケアプランの見直し等、介護専門職との相談に要する時間は、1時間程度で済む場合が多い。
  - しかし、現行の介護休暇制度は「半日」が最低の取得単位のため、小刻みに休暇を取ることができない。

介護休暇	介護休業
日常的な介護のニーズに対応するためにスポット的に対応するものとして位置づけられている	介護の体制を構築するために、一定期間休業する場合に対応するものとして位置づけられている
年間5日間の取得が可能（対象家族が2人以上の場合は10日）で、取得の最小単位は半日。	対象家族1人につき <b>通算93日</b> の範囲内で合計 <b>3回</b> まで取得可。

### 2. 労働者への情報提供

- 家族介護者の9割以上が、介護休業、介護休暇を利用したことがなく、同制度の認識がある者は4割程度にとどまる。
- 勤務先に介護休業制度があることを知っている者の介護離職率は、知らない者の半分程度であるため、周知の徹底により、離職率の改善が見込まれる。



出典) 総務省「平成29年就業構造基本調査」  
厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査の概況」  
総務省「介護施策に関する行政評価・監視」(平成30年6月)  
JILPT「介護者の就業と離職に関する調査」(平成28年)



## 実施事項

### (1) 介護休暇制度の更なる柔軟化

- 介護休暇の取得単位について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法令の見直しに向けた措置を講ずる。  
【令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

### (2) 労働者への情報提供

- 労働者が介護保険の第2号被保険者になる時点(40歳)で、両立支援制度に関する情報提供が労働者にされるよう、医療保険者等に通知を発出し、周知の徹底を図る。  
【令和元年措置】
- 相談窓口として地域包括支援センターが活用できることを労働者に周知されるよう、

パンフレット等において、地域包括支援センターの記載を行う。

### 【令和元年措置】

- ケアマネジャーが、就労している家族の勤務実態も踏まえてケアプランを作成できるよう、ケアマネジャーへの情報提供や支援を行う。  
【令和2年度措置】

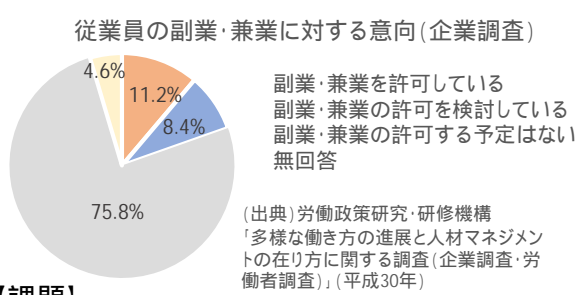


# 副業・兼業、テレワークにおけるルールの見直し / 日雇派遣におけるルールの見直し

## 現状と課題

### (1) 副業・兼業の促進

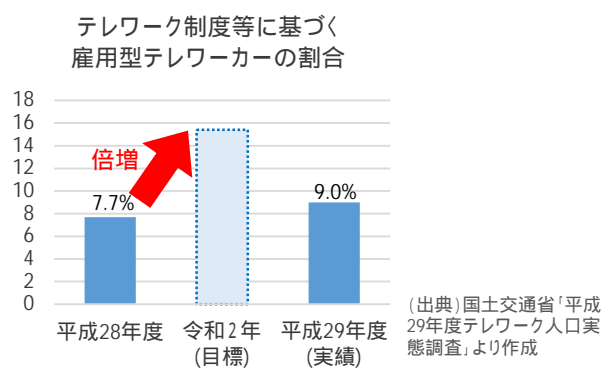
- 【現状】
- 政府の方針として副業・兼業の推進が挙げられ、モデル就業規則も届出により副業・兼業ができることが原則と改定されたが、企業の大部分は、副業・兼業を原則禁止



- 【課題】
- 本業と副業・兼業の労働時間を通算することが使用者に義務付けられているが、実務上困難
  - 主に副業の使用者が時間外労働に対する割増賃金支払義務を負うため、企業は副業・兼業者の受け入れに消極的

### (2) テレワークの促進

- 【現状】
- 政府は令和2年までに雇用型テレワーカーを平成28年度(7.7%)比の倍増とすることを目標としているが、目標には程遠い

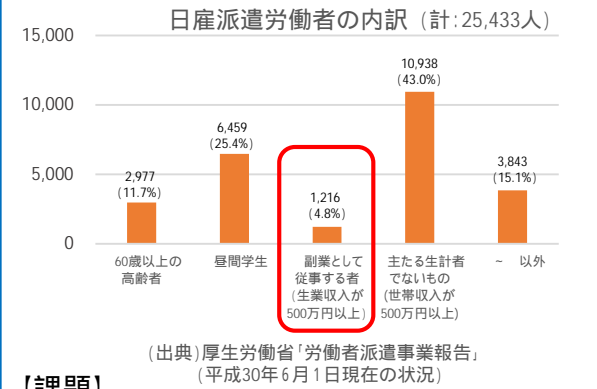


- 【課題】
- 深夜も含めて働く時間を柔軟に選択したいという労働者の声があるものの、ニーズを明確に把握できる調査がされていない

## 現状と課題

### 日雇派遣におけるルールの見直し

- 【現状】
- 日雇派遣は原則禁止
  - 副業の場合は例外措置として認められているが、主たる業務における年収が500万円以上の者に限られる



- 【課題】
- 政府として副業を推進している一方、低所得の若い世代は、事実上日雇派遣による副業はできない

## 実施事項

- 労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直しについて、検討会の議論を加速化し、速やかに結論を得る。  
【令和元年に検討会で結論、結論を得次第労働政策審議会で議論を開始し、速やかに結論】



- 時間外・休日・深夜労働について、テレワーク労働者のニーズ調査を実施。  
【令和元年度着手、令和2年度措置】
- ニーズ調査も踏まえつつ、テレワークのガイドラインにおける、深夜労働に関する表現を見直す。  
【令和2年度措置】

## 実施事項

- 労働者保護に留意しつつ、雇用機会を広げるために、「副業として行う場合」の年収要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。  
【令和元年度検討開始、速やかに結論】



# 各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大

## 現状と課題

女性のキャリア継続において、結婚や離婚に際しても継続して旧姓を使用できることが重要である。しかし、女性就業者比率が高い国家資格等の中には、旧姓の継続使用ができないものがいまだに存在している。

### 1. 保育士・介護福祉士

保育士・介護福祉士の登録証については、氏名（戸籍名）のみを記載するものであり、旧姓併記を行うことはできない。  
また結婚する等、氏名が変わった場合には登録証の書換え交付の申請をしなければならない。

### 3. 生命保険募集人

保険募集人として財務局等に登録する際の氏名として旧姓は認められていない。

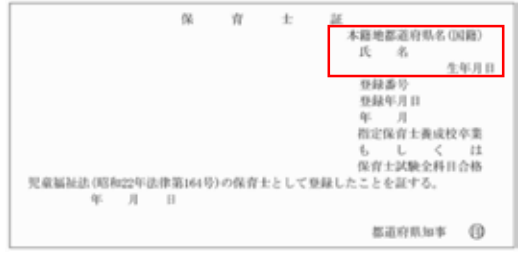
### 2. 幼稚園教諭

教員免許状は、改姓後の書換え義務はないものの、免許状等への旧姓併記が制度上可能であることが明確化されていない。

### 4. 准看護師

各都道府県が免許発給等の事務を行う准看護師については、対応が地域によって異なり、旧姓併記が認められない地域が存在する。

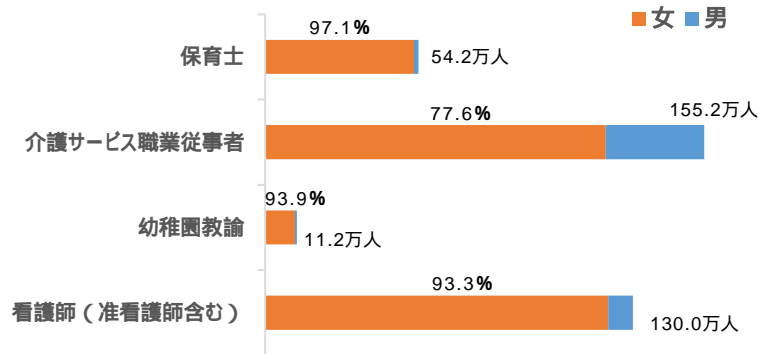
## 保育士登録証



氏名欄には戸籍名を記載しなければならない



## 女性就業者比率



(出典)平成27年国勢調査 抽出詳細集計(就業者の産業(小分類)・職業(小分類)など)に基づき整理

## 実施事項

### 1. 保育士、介護福祉士

保育士、介護福祉士の登録証については、旧姓併記を可能とする。**【令和元年度措置】**

### 3. 生命保険募集人

- 保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名については、旧姓の使用が可能である旨を明確化する。**【令和元年度措置】**
- 保険募集人の登録については、保険会社関係団体及び各保険会社に対し、募集人登録の電子申請に係るシステムの改修を要請した上で、旧姓の登録を可能とする。**【令和元年度検討開始、速やかに措置】**



### 2. 幼稚園教諭

教員免許状については、各都道府県教育委員会に対し、申請書の様式等を定めた教育委員会規則の改正を要請した上で、旧姓併記が可能である旨を明確化する。**【令和元年度検討開始、速やかに措置】**

### 4. 准看護師

准看護師免許証については、各都道府県に対し、看護師免許同様に旧姓併記を可能とするよう要請する。**【令和元年度措置】**

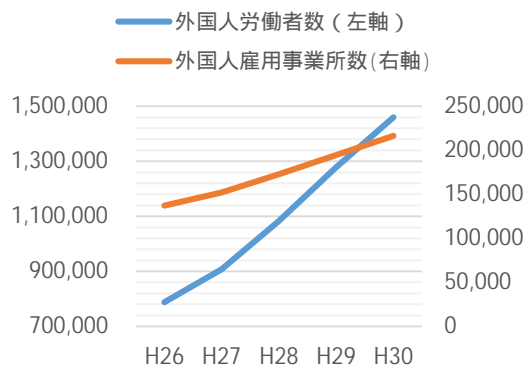


# 日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備

## 現状と課題

### 【現状】

- 我が国で働く外国人の数及び受入れ企業は共に過去最高の数値を更新
- 平成31年4月の改正出入国管理法により、「特定技能」の労働者の受入れ開始
- 外国人材が就労する上で、日本語能力の向上は必要不可欠

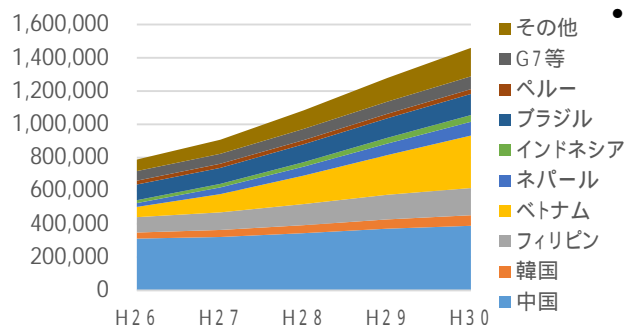


### 【課題】

#### 1 企業への支援

- 中小企業が単独で日本語教育を実施することは困難だが、国は企業に対して十分な支援体制を整えていない
- 定住外国人を対象に、職場での日本語によるコミュニケーション能力の強化等を行っている「外国人就労・定着支援研修事業」について、カリキュラムの概要が公表されていない

外国人労働者数(国籍別)



#### 2 地方自治体への支援

- 日本語教育における地方自治体の関与度のばらつきが大きい

#### 3 教育に関わる人材の育成・確保

- 就労のための日本語教師を育成するための研修プログラムが普及していない

#### 4 教育内容の質の確保

- 就労先と日本語教育機関との間で、外国人労働者の日本語教育の目的や達成レベルについて共通認識がもたれていない場合がある。

出典)厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(平成30年10月末現在)より事務局にて作成

## 実施事項

### (1) 企業への支援強化

- 就労に必要な基礎レベルの日本語能力を身につけるためのモデルカリキュラムとして、「外国人就労・定着支援研修事業」のカリキュラムの概要を外国人を雇用する企業等へ公表する。【令和2年度措置】

### (2) 地方自治体への支援強化

- 多文化共生総合相談ワンストップセンターで外国人相談者や企業等の求めに応じ、日本語教育組織の情報提供が行われるよう促す。【令和元年措置】

### (3) 日本語教師の育成

- 就労のための日本語教師を育成するための研修モデルの普及に努め、その効果を検証する。【令和2年度措置】

### (4) 日本語能力の評価指標等の策定

- 国内外の外国人の日本語能力の指標となるよう、一般的な日本語教育の標準(日本版CEFR)のうち共通参照レベルと能力記述を策定する。【令和3年度措置】
- 就労場面における日本語コミュニケーション能力を評価できるよう、就労に特化したツールを作成し、各企業に「ひな形」として提供する。【令和2年度措置】



# 高校生の就職支援の在り方の検討と支援の強化

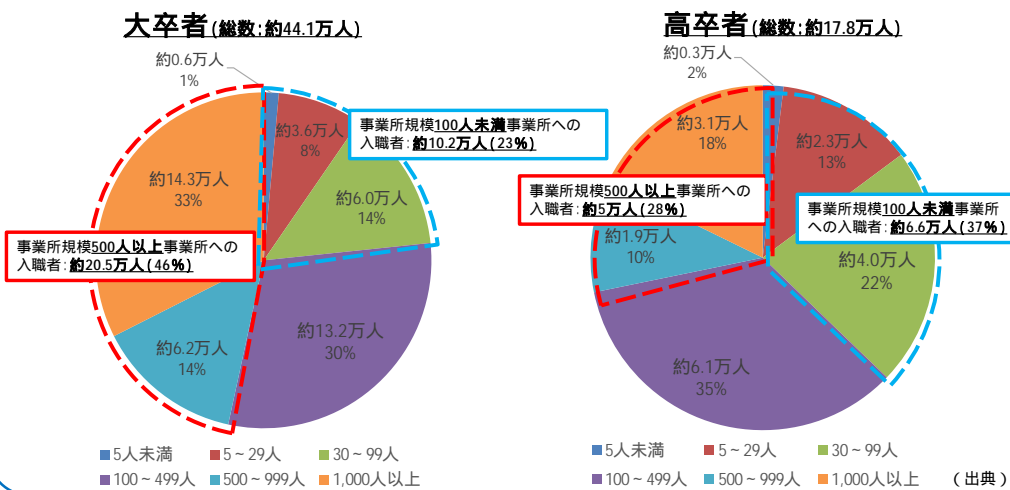
## 現状と課題

- 【現状】**
- 高卒の採用選考は、全国統一的に採用選考期日等の申告せを行った上で、都道府県ごとの状況に応じて、一定の期間、1人が1社を応募する慣行(いわゆる「1人1社制」)が広く普及。一方で、生徒の就職に関する価値観が多様化している
  - 就職後3年以内の離職率が約4割に上り、特に就職後1年以内の離職者の割合が大きい

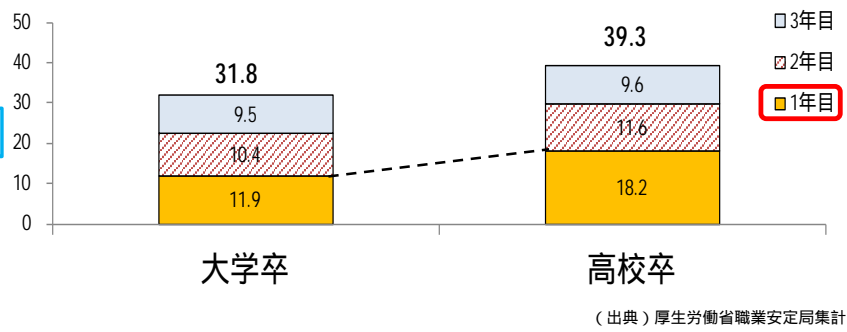
**【課題】**

- 1. 就職に関する価値観の多様化への対応**
  - 就職の当事者である生徒等の希望を十分に反映できているかの検証が不十分
  - 複数社の応募を強く希望する生徒への対応が十分にできないなどの個別の課題が存在
- 2. 高校生への支援の充実**
  - ミスマッチや早期離職の原因に関する検証や卒業後の職業への移行・定着支援が不十分
  - インターネット等の多様な職業・企業情報の入手経路が生まれている中で、それらを適切に活用するための支援が不足

平成27年3月新規学卒就職者の事業所規模別入職者の状況



平成27年3月新規学卒就職者の離職率



(出典) 厚生労働省職業安定局集計



## 実施事項

- (1) 高卒の採用選考に関する現状の分析**
  - 高卒で就職した者が現在の採用選考の仕組みをどう評価しているか、また早期離職の背景にどのような要因があるかについて実態の分析を行う。  
**【令和元年度措置】**
- (2) 高校生に対する情報や機会の提供等の充実**
  - 企業説明会や企業見学など、生徒の企業理解に資する材料や機会が適切かつ十分に提供されるよう、高校の現場が生徒に対する教育・指導に活用できる方策を検討する。  
**【令和元年度検討、結論を得次第速やかに措置】**
- (3) 高卒就職者の定着支援**
  - 都道府県等と協力しながら、早期離職者の対応を含め、高卒就職者の定着支援を行う仕組みを整える。  
**【令和元年度検討、結論を得次第速やかに措置】**

# ドローンの活用を阻む規制の見直し

## 現状と課題

### 【現状】

#### (1) 航空法に基づく規制

- 農業用ドローンについては農水省通知(技術指導指針)に基づき航空法の許可を農林水産航空協会(農水協)経由で取得しなければならないとの誤解が現場に存在。
- 農水協は自動操縦やカメラ機能などを備えた最新型ドローンの申請を受け付けず。

#### (2) 農薬取締法に基づく規制

- ドローン用農薬数は全体で約500種とわずか。かんきつだと2種のみ。現場からは品目拡大の強い要望。
- 地上散布用農薬をドローンで使用するための希釈倍数変更に伴う試験のためのデータ再取得に数千万円のコスト。

#### (3) 電波法に基づく規制

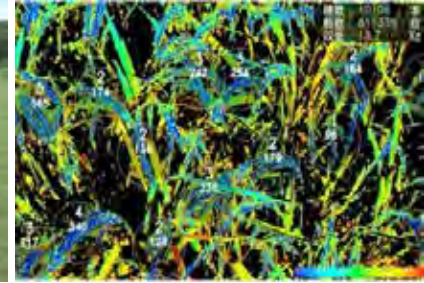
- 地上30センチの超低空飛行であってもドローンは「陸上移動局」とは認められず、携帯電波利用には毎回携帯事業者経由の総務大臣許可が必要。

## 農業用ドローンによる生産性の劇的な向上

自動操縦による農薬散布  
1haあたり15分で散布可能



生育状況の把握  
画像解析技術を利用



農業従事者の高齢化、人手不足に直面する我が国農業にとって、ドローン技術の活用が生き残り成長産業化のカギ。スピード感を持った規制・制度の見直しが必要。

## 実施事項

### < 規制の見直し >

#### (1) 航空法に基づく規制

- 最新型ドローンについて、農林水産省は現在の技術指導指針を廃止し、新たに農薬の安全使用に関するガイドラインを策定する。国土交通省は、新たに農薬等の空中散布用の航空局標準マニュアルを策定する。【令和元年7月措置】

#### (2) 農薬取締法に基づく規制

- 既存の地上散布用農薬について希釈倍数の見直しを行う申請の際、一部検査を不要とすることで検査コストの大幅な削減を図る。【措置済み】

#### (3) 電波法に基づく規制

- 総務省は、実証実験の結果を踏まえ、ユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とできるよう必要な制度改正を行う。【令和2年中措置】
- 制度開始までの間においても、携帯電話事業者による手続も含む申請から許可までの期間を原則1ヶ月以内とするなど、より簡易に携帯電話の電波を使用できる仕組みを構築する。【令和元年度中速やかに措置】

### < 農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組 >

- 最新型ドローン導入の目標値、「ドローン用農薬」の品目数の目標値などを含む、「総合的な農業用ドローン導入計画(仮称)」を農水省が中心となって策定する。【措置済み】

# 肥料取締法に基づく規制の見直し

## 現状と課題

- 【現状】**
- ・農業の成長産業化に向け、生産コストの50%以上を占める生産資材等のコスト低減が不可欠。
  - ・規制改革推進会議においても、全農の生産資材購買事業の見直し等、積極的な検討を行ってきたが、国内肥料の価格は国際的にみて依然として割高。
  - ・肥料取締法においては、昭和25年の制定以来、抜本的な見直しが行われておらず、民間の創意工夫を引き出した安全の確保とコストダウンの両立に向けた見直しが必要。

### 【肥料取締法の課題】

#### 1. 公定規格及び肥料の混合

普通肥料の登録基準である公定規格が詳細に過ぎて、分かりにくいとの批判。普通肥料と特殊肥料や土壌改良資材との混合は原則認められておらず、活用を期待される牛ふん由来の堆肥の混合が極めて限定的。

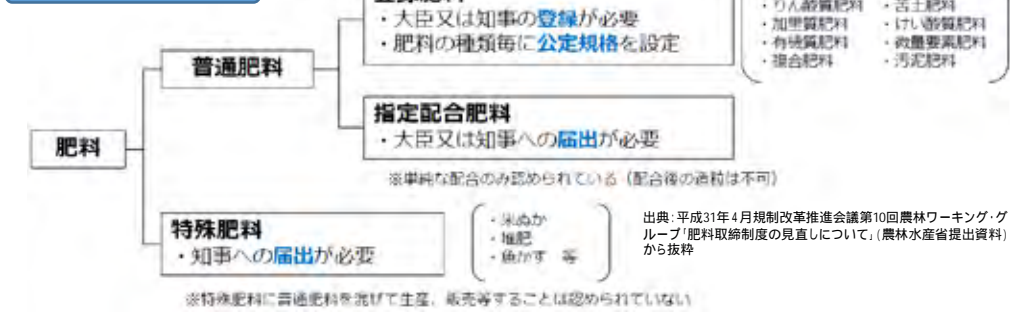
#### 2. 保証票

製品に付すことが義務付けられている、肥料の種類や原料を記載した保証票について、原料表示が複雑で、表示サイズが細かく規定されていることなど、農家にとって分かりにくく、使いにくいとの指摘。

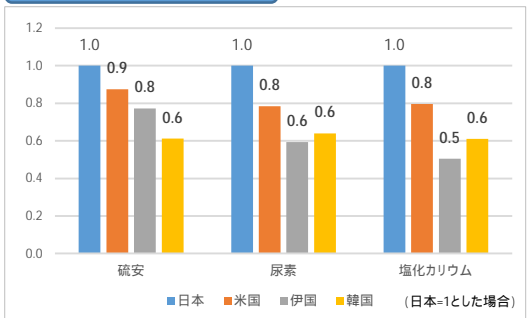
#### 3. 手続及び運用

肥料の安全性や品質の調査等を担う(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)について、各地域のFAMICによる運用の統一がなされておらず、現場のFAMICの担当官の裁量に依存する状況。

### 肥料の種類

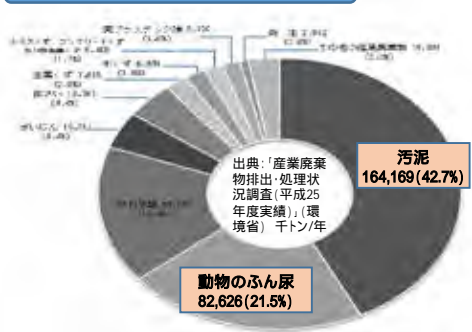


### 肥料価格の国際比較



出典：平成30年10月規制改革推進会議第20回農林ワーキング・グループ「国内外における農業資材の供給の状況に関する調査について」(農林水産省提出資料)を基に作成

### 国内産業廃棄物の発生状況



## 実施事項

### 1. 公定規格の簡素化及び肥料の混合

- ・公定規格について、以下を含む、肥料の種類の大くくり化、簡素化を行う。
  - 動植物・副産物肥料等の主成分の最小量の緩和
  - 副産物肥料について使用できる原料の拡大
  - 有害成分の最大量について大くくり化**【令和3年措置】**
- ・普通肥料と特殊肥料の混合、普通肥料と土壌改良資材との混合を原則認める。**【令和3年措置】**

### 2. 保証票の見直し

- ・表示のサイズについてより小さなサイズを認めるなど見直しを行う。**【令和2年措置】**
- ・原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた見直しを行う。その際、保証票の見直しをスマート農業戦略の一環と捉え、二次元コードを活用したウェブサイト上の情報提供によって表示を代替することを可能とする。**【令和3年上期措置】**

### 3. 手続及び運用の見直し

- ・手続を電子化する等、手続を合理化する。**【令和3年上期措置】**
- ・FAMICの運用の実態等を把握するために、無記名アンケートを実施した上で、必要に応じガイドラインの見直しや発出などの対策を講ずる。**【令和元年措置】**

### 4. 法律の題名

- ・法体系の抜本的な見直しに伴い、変更を含め新たな法体系に即した相応しい題名を検討する。**【令和2年上期措置】**

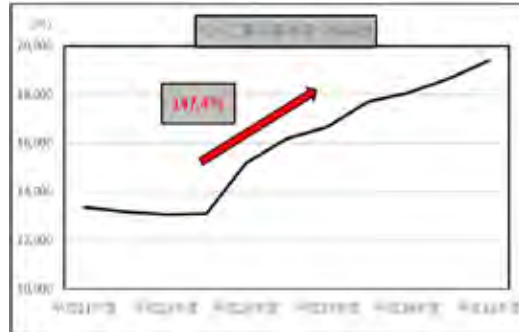


# 畜舎に関する規制の見直し

## 現状と課題

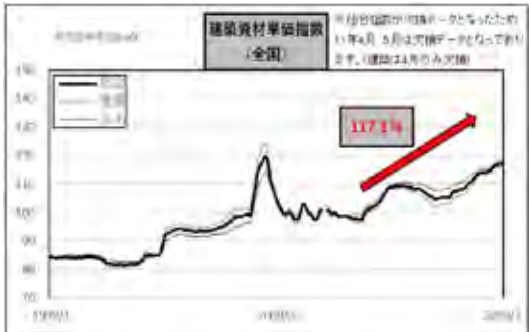
- ・畜舎等(飼養施設、搾乳施設、堆肥舎)は、建築基準法において、個々の建築物の安全性確保等に資するための建築基準に適合する必要。
- ・人の滞在頻度が少ないことや、市街地から離れて建設されていること等を踏まえ、平成7年の「規制緩和推進計画」以降、累次の建築基準の見直しが行われてきたが、近時の労務費、資材費の上昇も受け、建築コスト負担は重い(生乳単価に占める建築費の割合は5.2%)。
- ・他方、搾乳ロボット等の省力化機械の導入が進展するなど、畜産業における状況は従来から大きく変化。飼養管理の効率化を図るとともに、畜舎建設費を引き下げることが必要。

### 工事労務費の推移



平成22年度から平成31年度にかけて、147.4%と大幅に上昇  
 出典:令和元年5月規制改革推進会議第11回農林ワーキング・グループ「畜舎等の建築をめぐる状況」(農林水産省提出資料)

### 資材単価の推移



平成22年度から平成31年度にかけて、全国ベースで117.1%上昇  
 出典:令和元年5月規制改革推進会議第11回農林ワーキング・グループ「畜舎等の建築をめぐる状況」(農林水産省提出資料)

### 過去の畜舎建築基準の緩和

- (1) 地域毎の積雪や最大風速の実況に基づいて、積雪荷重や風荷重を緩和
- (2) 畜舎等は、「特定畜舎等建築物」として、「堆肥舎」、「飼養施設」、「搾乳施設等」の3種類に分類し、それぞれの人の滞在時間を考慮した上で、その区分に応じて緩和
- (3) 内部に人が入って作業を行うことのない構造の「堆肥舎」は建築物に該当しないものとして扱う
- (4) 市街化区域以外において、延焼等の可能性が低い平屋の木造建築物については、防火壁や小屋裏隔壁の設置の省略が可能



## 実施事項

### 1. 畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法の検討

・農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。【令和元年検討開始、令和2年上期までに結論】

### 2. 法律案の整備

・検討結果を踏まえ、所要の法律案を整備する。【令和3年上期措置】

# 改正漁業法の運用について

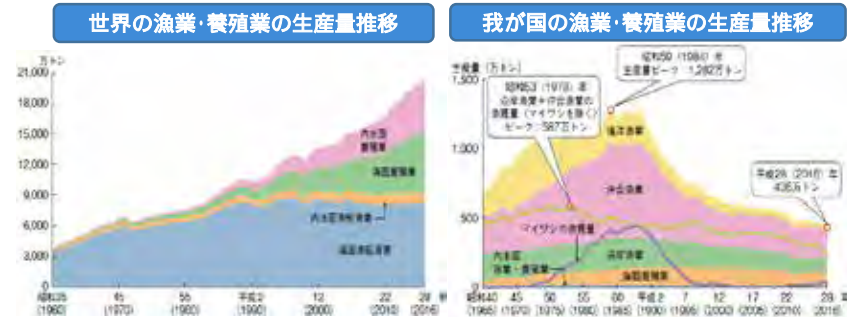
## 現状と課題

- 【現状】**
- 世界の魚介類の生産量及び消費総量が大きく増加する一方、我が国の生産量は1984年をピークに減少の一途をたどる
  - 水産業の成長産業化には、日本産の付加価値の高い魚介類への需要を喚起し、輸出を伸ばすことが必須
  - 2018年12月に「漁業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、約70年ぶりに抜本的に漁業法が改正された

**(改正漁業法のポイント)**

- (1) 新たな資源管理システムの構築**
- 科学的根拠に基づく水産資源評価の実施と目標設定
  - 漁獲可能量(TAC)を設定。TAC対象魚種は、早期に漁獲量ベースで8割に拡大
- (2) 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し**
- 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し
  - 漁業許可を受けた者には各種報告を義務付けるとともに、資源管理を適切に行わない漁業者や生産性が著しく低い漁業者に対する改善勧告・許可の取消し
- (3) 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し**
- 県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止。これに代えて、既存漁業者が水域を適切かつ有効に活用していることを判断基準とした付与に移行
  - 漁業権者には、漁場活用に関する情報の報告を義務付け

出典) 水産庁HP「平成29年度 水産白書」平成29年度水産の動向 第1部第2章第2節(1)、同第3節(1)



**資源管理手法**

- インプット・コントロール** (漁船のトン数制限・操業隻数の制限等)
- テクニカル・コントロール** (漁具の制限・漁期の制限等)
- アウトプット・コントロール** (漁獲可能量の設定、個別割当の導入等)

**改正漁業法の下、アウトプット・コントロールを強化**

- 資源管理の対象となる魚種の拡大
- 科学的知見に基づく資源評価の実施
- 上記評価に基づく資源管理基準の設定

**【課題】 改革の実現のためには、漁業法の改正にとどまらず、改正法について透明性の高い運用が行われる必要あり。**



## 実施事項

- (1) 国及び都道府県の責務の明確化**
  - 透明性の高い公平な紛争解決を行うことのできる制度運用の仕組みの策定。**【令和2年度実施】**
- (2) 資源回復に向けたロードマップの策定**
  - 魚種ごとの資源回復に向けたスケジュール、具体的対策等を定めたロードマップの策定。**【令和2年度以降順次実施】**
- (3) 生産性の高い許可漁業の推進**
  - 許可または起業の認可の適格性に関する判断基準を、漁業種類・魚種ごとに明確化。**【令和2年度実施】**
- (4) 海面を最大限活用しうる仕組みの確立と、漁業権制度の運用の透明化**
  - 都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っているか公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出。**【令和2年度実施】**
- (5) 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化**
  - 漁協の全ての収入内容と全ての支出内訳、役員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関するKPIを設定。**【令和2年度実施】**
  - 漁協による組合員の資格審査の実態を調査・公表の上、ガイドラインを策定、必要に応じ措置。**【令和2年度実施】**

# 海技士の乗組み基準の見直しについて

出典)平成30年12月21日開催 第2回水産ワーキング・グループ 資料1-2「中規模漁船について」(農林水産省提出資料)

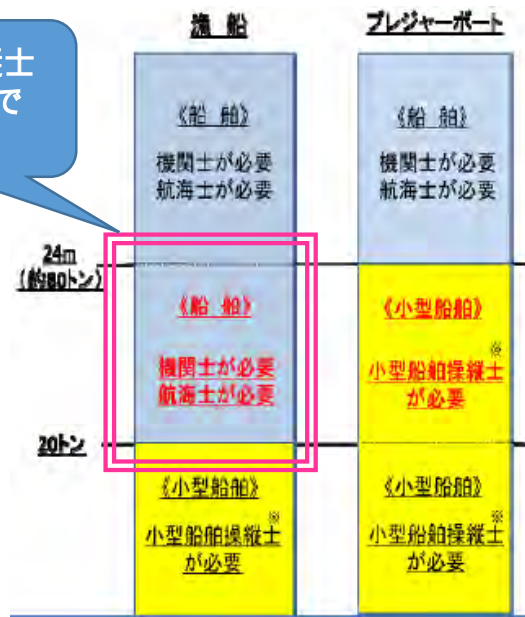
## 現状と課題

### 【現状】

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき、中規模漁船(総トン数20t以上長さ24m未満の漁船)には、海技士(航海)に加え海技士(機関)の乗組みが必要である。
- 一方、小型漁船(総トン数20t未満の漁船)は、小型船舶操縦士1名の乗組みで足りる。
- 海技士が不足している現状において、総トン数20tを境として乗組み基準に差を設けていることにより、沿岸を操業する漁船の大きさが20t未満に集中。
- 近海(100海里以内)を操業する中規模漁船の機関に関する業務については、操業が最長でも10日間。機関のメンテナンスに係る業務、当該漁船に搭載するエンジンの構造及びエンジンのトラブルや事故発生時の対応についても、小型漁船と差がなく、小型漁船に対し定められている小型船舶操縦士1名の乗組みで対応可能。

### 漁船の乗組み基準(プレジャーボートとの比較)

小型船舶操縦士  
1名の乗組みで  
対応可能



## 実施事項

- (1)近海を操業する中規模漁船について、法律上の小型船舶の定義を見直し、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とする旨の法令改正を行う。【令和元年度結論・措置】
- (2)(1)の法令改正までの間、法定の乗組み基準の特例を適用し、一定の要件の下、海技士(機関)の乗組みを省略することができる。【令和元年度結論・措置】
- (3)(1)の法令改正後も、近海を操業する中規模漁船について、小型船舶操縦士ではなく海技士の乗組みを希望する場合には、従前どおりの乗組み基準によることができる。【令和元年度結論・措置】



# 地方創生のための銀行の出資規制見直し

## 現状と課題

### 【現状】

- 地方銀行等は、多くの企業のメインバンクを務めており、地域の企業と経済を支える上で重要な役割を担っている。
- 銀行の健全性確保を目的とする銀行法や、銀行への過度な事業集中の防止を目的とする独占禁止法は、銀行等が他の国内の会社の議決権をその総株主等の議決権の百分の五を超えて取得し、又は保有してはならないと定めている。(いわゆる5%ルール)

### 【課題】

- 5%ルールの例外措置については銀行法施行規則等によって定められているが、その対象や期間は極めて限定的である。

### 全国メインバンク調査

【金融業別別シェア構成比】 (全国) (出典) 帝国データバンク



#### a) 事業再生会社の議決権

- 銀行本体は裁判所の関与する案件等に限定して原則3年(中小企業5年)100%までの議決権保有可能。

#### b) 地域活性化事業会社の議決権

- (株)地域経済活性化支援機構(REVIC)が関与する案件に限定して、投資専門子会社を通じた最大10年原則40%未満の議決権保有可能。

#### c) 事業承継会社の議決権

- 事業承継に当たって分散する株式の一旦の集約先として関与してほしい等要望が寄せられているが、これに対応する現行の例外措置なし。



## 実施事項

#### a) 事業再生会社の議決権保有

- 裁判所の関与等がある案件に限定せず銀行本体による議決権保有を可能とし、中小企業の議決権保有の上限期間は10年に延長する。  
【令和元年度措置】

#### b) 地域活性化事業会社の議決権保有

- (株)地域経済活性化支援機構が関与する案件に限定せず投資専門子会社を通じた議決権保有を可能とする。  
【令和元年度措置】

#### c) 事業承継会社の議決権保有

- 投資専門子会社を通じた最大5年間、100%までの議決権保有を可能とする。  
【令和元年度措置】

# 行政手続コストの削減

事業者の行政手続コスト（3億5千万時間（9千億円））について、来年3月までに**20%以上削減**する。また、地方自治体にも、このような簡素化・デジタル化の取組を展開する。

## 現状と課題

### 1. 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続

- ・従業員の入社・退社等のたびに複数の社会保険の窓口（年金事務所、ハローワークなど）を回ることが負担
- ・オンライン申請に電子証明書（年間手数料7,900円）が必要
- ・各種補助金を申請する際に、同じ情報を重複して記述する必要



### 2. 保育所入所時の就労証明書の作成手続

- ・地方自治体毎に様式がバラバラで、一部ずつ紙に押印が必要
- ・標準的様式の普及率は約40%で、特に待機児童問題を抱える大都市での導入が進んでいない

全国	大都市 (100万人以上)	東京23区
40%	18%	9%

### 3. 地方自治体の先進的取組の横展開

- ・先進的な地方自治体（鳥取県、徳島県等）の取組を広範な地方自治体に横展開すれば、大きな効果



## 実施事項

### 1. 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続

- ・**1つのID・パスワード**（経産省の法人共通認証基盤を利用）でのオンライン申請を実現
- ・国のみならず**地方自治体**にも補助金共通申請システムの活用を要請
- ・財務書類等の申請書類を標準化  
【令和2年4月導入を目指す】

### 2. 保育所入所時の就労証明書の作成手続

- ・令和2年度入所分の標準的様式の普及率**70%**を目指し、地方自治体に働きかける（**大都市が採用しやすい様式も作成**）  
【令和元年度上期までに措置】
- ・押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築を検討  
【令和3年度までに措置】

### 3. 地方自治体の先進的取組の横展開

- （国に求められる取組）
- ・所管法令の事務の実態を把握し、デジタル化の障害・事業者にとって重い負担となっている行政実務の点検・是正
- ・手続のデジタル化に向け、標準様式を作成、普及。添付書類の削減、押印省略等
- ・国・地方に共通した使い勝手のよい申請システムの構築  
【令和元年度以降 継続的に措置】